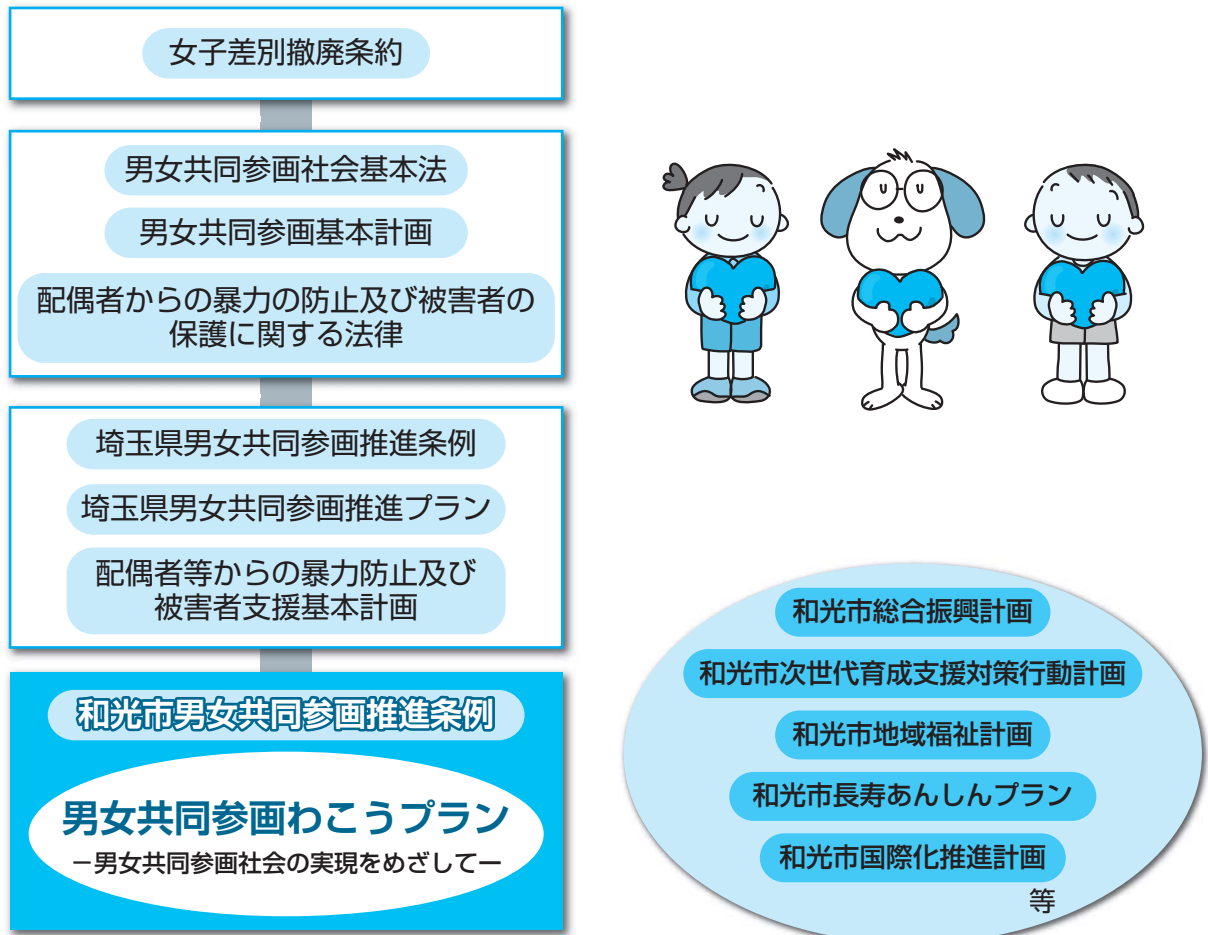


第2章 計画の概要

1 計画の性格

- (1) この計画は、「和光市男女共同参画推進条例」に規定される「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- (2) この計画は、「女子差別撤廃条約」、「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画基本計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「埼玉県男女共同参画推進条例」、「埼玉県男女共同参画推進プラン」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（埼玉県）」をはじめ、「和光市総合振興計画」、「和光市次世代育成支援対策行動計画」、「和光市地域福祉計画」、「和光市長寿あんしんプラン」、「和光市国際化推進計画」等との整合性を図っています。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（埼玉県）」に基づく、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての位置づけを担っています。
- (4) この計画は、「和光市男女共同参画推進審議会」及び「和光市男女共同参画庁内連絡会議」における審議を中心に、男女共同参画市民意識調査等による市民の意見を反映しています。



2 計画の期間

計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間です。なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

3 指標の設定

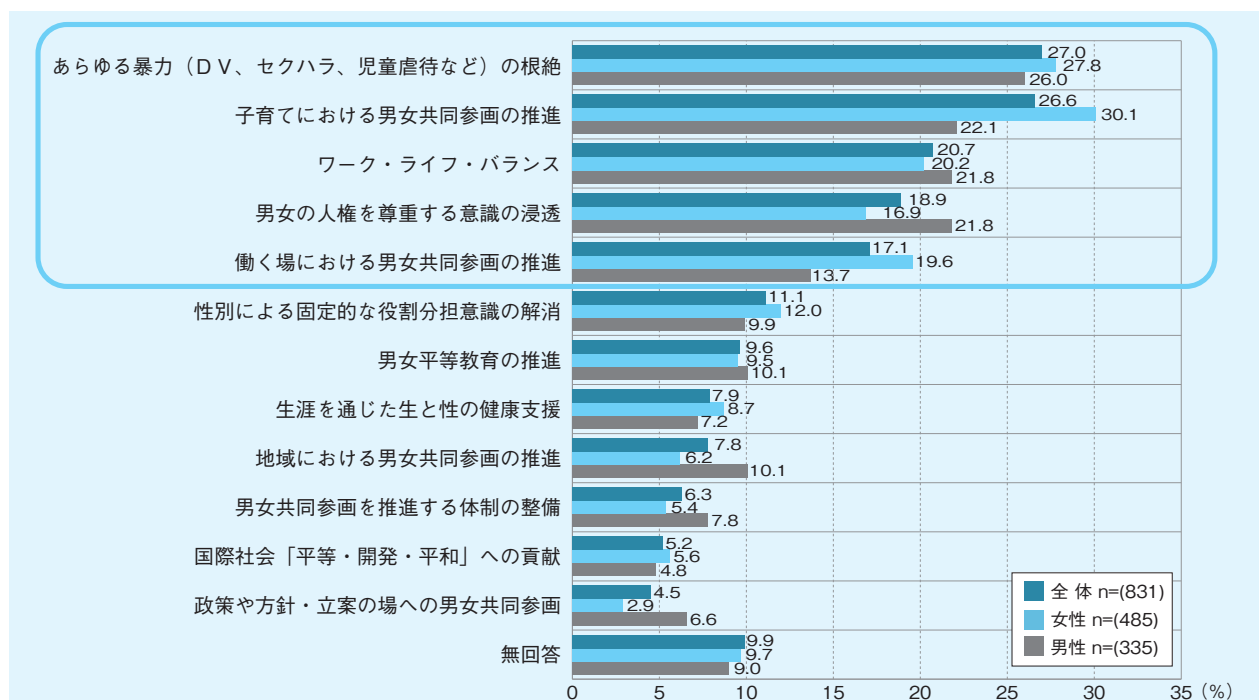
施策の実質的効果を把握するため、各主要目標に平成32年度（2020年度）までの指標（数値目標）を定めています。

4 重点課題の設定

男女共同参画市民意識調査の結果を踏まえて、5つの重点課題を定め、この課題に対応する施策を重点的に進めます。

- (1) あらゆる暴力の根絶
- (2) 子育てにおける男女共同参画の推進
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- (4) 男女の人権を尊重する意識の浸透
- (5) 働く場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のために重点的に解決すべき課題（上位5位）



※全体 n には、性別未記入者が含まれています。
資料：平成22年度和光市男女共同参画市民意識調査

5 区分の設定

施策を進めるにあたり、主な取組を3つに区分しています。

- 〔新規〕…前計画に掲載されていない施策で新たに実施する施策
- 〔拡充〕…前計画に掲載されている施策又は未掲載だがすでに実施していた施策で、質や量を拡大して実施していく施策
- 〔継続〕…前計画に掲載されている施策又は未掲載だがすでに実施していた施策で、今後も引き続き実施していく施策

6 計画の推進

この計画は、次の5つの機関と連携しながら推進していきます。

- (1) **和光市男女共同参画推進審議会**（知識経験者、関係団体代表者、事業者、公募市民で構成）
男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
- (2) **和光市男女共同参画庁内連絡会議**（各課等の主査級以上の職員で構成）
各課等との調整や男女共同参画に関する必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成に努めます。
- (3) **和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク**（各関係機関、関係課等の職員で構成）
各関係機関が連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策を総合的に推進します。
- (4) **男女共同参画わこうプラン推進委員会**（公募市民等で構成）
和光市男女共同参画情報紙「おるご〜」の企画・編集等を通じて、計画の推進を図ります。
- (5) **みんなでわこう男女共同参画ネットワーク**（市民、団体で構成）
男女共同参画シンポジウムやセミナーの企画・運営、相互の情報交流を通じて、計画に基づく施策の推進を図ります。

